

令和7年度

特別区民税
都民税

特別徴収のしおり



足立区 区民部 課税課

日頃から特別区民税・都民税の特別徴収事務にご協力いただき、誠にありがとうございます。この度、令和7年度の特別区民税・都民税の特別徴収義務者に指定させていただき、その取り扱いをお願いすることとなりました。

つきましては、このしおりをお読みいただき、今後とも税額の徴収・納入および諸手続きについて、一層ご協力くださいますようお願い申し上げます。

「令和7年度特別徴収に関するお知らせ」を5ページに、「税額通知書発送後事業者様よりよくある質問」を16ページに記載しておりますので、ご確認ください。

今回の通知後、税額変更等があった場合

今回、送付した税額通知書は、今年度最初の通知です。今後、納税義務者個人の税額変更や納税義務者の異動があった場合には、その都度、変更通知書を送付します。変更通知書（特別徴収義務者用）は、変更があった方のみ個人明細に記載されます。個人明細の右側の納付額（6月分～5月分）欄が変更後（最新）の月割額となります。

令和7年度 特別徴収に関するお知らせ

- ・ 同一生計配偶者の定額減税の実施
- ・ 特別徴収税額通知書の受取方法の変更
- ・ 特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子通知の受給者番号
- ・ 退職する従業員の特別徴収月

詳しくは、5ページをご覧ください。

特別徴収の制度について

□ 特別徴収とは

特別徴収義務者として指定された給与支払者（事業者等）が納税義務者（従業員等）の特別区民税・都民税を毎月の給与から差し引き納入していただく制度です。

□ 特別徴収義務者とは

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者を特別徴収義務者として指定し特別徴収をしていただくことが、地方税法第321条の4第1項及び足立区特別区税条例第33条により規定されています。

□ 特別徴収の推進について

全国的に各地方自治体では、安定した財源の確保と納税者の利便性向上のため特別徴収の推進に取り組んでいます。足立区でも東京都全62区市町村で連携し特別徴収を厳密に推進しております。

事業者の都合により普通徴収（特別徴収を行わず従業員が自分で納付）とすることはできませんのでご了承ください。

足立区役所

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号

※お電話の際は、おかけ間違いのないようにお願いします。

● 給与支払報告書の提出に関する事、税額決定通知・税額変更通知の内容、給与所得者異動届出書等について

区民部 課税課（中央館1階）

電話 03-3880-5418 03-3880-5232
03-3880-5231

● 納入場所・方法について

区民部 納税課 収納管理係 電話 03-3880-5238

● 期限までの納入が難しい等の相談について

区民部 納税課 特別整理係 電話 03-3880-5233



特別徴収事務の取り扱いについて（お願い）

住民税の特別徴収税額は、給与所得者（従業員等）の毎月の給与から各月分の税額を徴収し、翌月10日までに全員分をまとめて納入してください。次に税額の納入方法および諸手続きについてご案内いたします。

■送付書類（次の書類を送付しておりますのでご確認ください）

● 特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）

この通知書に記載されているとおり、給与所得者（従業員等）の毎月の給与から税額を徴収してください。各ページ上部に特別徴収義務者として納入していただく各月の合計額が記載されています。徴収期間は、6月から翌年5月までの12カ月間です。

※既に給与所得者異動届出書（以下「異動届出書」）をご提出いただいても、処理日の関係で本通知に反映できていない場合があります。この場合は後日、変更通知書を送付いたします。

● 特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

給与所得者（従業員等）個人の税額の詳細です。開かずに5月31日までにご本人にお渡しください。

● 納入書（6月分～翌年5月分、白紙1枚）

給与所得者（従業員等）から徴収した税額を、毎月この納入書を使用して足立区へ納入してください。

変更があった場合の納入書の訂正については、3ページをご覧ください。

※給与支払報告書の提出時、総括表に納入書不要と申し出いただいている場合は送付しておりません。

● 特別区民税・都民税特別徴収のしおり（本書）

各種届出書・申請書は足立区ホームページからダウンロードすることも可能です。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp>

メニュー → 戸籍・税・保険 → 税金 → 給与支払者（特別徴収義務者）の皆様へ

■納入方法

● 徴収時期

各月の特別徴収税額はその月に支給される給与から差し引きしてください。（6月分の特別徴収税額は6月中に支給する給与から差し引きとなります）

● 納入時期

各月の納税額は、**翌月の10日**までに納入してください。（納期限が土曜・日曜・祝日等の場合は翌金融機関営業日）

※納期限が過ぎても納入書はそのまま使用できますが、延滞金が生じる場合があります。

● 納入場所

- ・特別区指定金融機関（足立区役所内派出所を含む）
- ・特別区公金収納取扱店（銀行・信用金庫等）
- ・東京都・山梨県及び関東6県所在のゆうちょ銀行・各郵便局
- ・足立区役所納税課、足立区内の各区民事務所

※上記以外の郵便局を利用される場合は、本書15ページの「公金収納取扱金融機関指定通知書」をコピーの上、郵便局名と日付を記入して郵便局にご提出ください。

※特別徴収の口座振替は取り扱っておりません。

※特別徴収分は、コンビニエンスストア、ATM、クレジットカードでは納入できません。

※銀行委託、または当区指定以外の納入書で納入される場合は、次の口座に納入してください。

市区町村コード	1 3 1 2 1 1
口座番号	0 0 1 1 0 - 6 - 9 6 0 0 3 3
加入者名	足立区会計管理者
指定番号	税額通知書をご参照ください。

● 退職所得に対する特別区民税・都民税の納入

退職金に対する住民税は、現年分離課税です。退職金を支払う際に計算し、特別徴収をしてください。納入先は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在に、退職者が住所をおいている区市町村です。納入書裏面の「納入申告書」に内訳をご記入ください。詳しくは、足立区ホームページをご覧ください。

■ 納入書の訂正

給与所得者（従業員等）の退職等により、年度の途中で特別徴収税額が変更になった場合は、恐れ入りますが、税額決定時に送付した納入書を訂正し納入してください。

事業者全体の特別徴収税額は、給与所得者（従業員等）の入社、退職、税額変更等により、年度内に複数回変更となる可能性があります。よって、年度の途中で特別徴収税額が変更となっても、変更の都度、新しい納入書は送付しておりませんので、納入書の金額を訂正してご使用いただくようご協力をお願いします。

既に納入した月の税額が減額になった場合は、翌月以降の納入額にて調整をお願いします。調整が難しい場合には、過納税額を還付いたしますので、**納税課収納管理係（03-3880-5238）**までご連絡ください。

● 納入書の訂正・記入方法（記入例を参照）

・金額の記載がある納入書の場合

記入例の①②④をご記入ください。

①の金額を二重線で抹消し、②、④に変更後の金額をご記入ください。その際、数字の頭に¥記号は記入しないでください。訂正印は必要ありません。

・白紙の納入書を使用する場合

記入例の①⑤⑥をご記入ください。

※追加・訂正する数字は枠内におさめ、黒のボールペンをご使用ください。

※当区では、特別徴収収納事務をOCR（光学式文字読取装置）により処理しております。納入書は、（領収証書・納入書・納入済通知書）全てを訂正・追記してご使用ください。

● 退職等により月割税額と退職所得にかかる特別徴収税額がある場合

①の金額を二重線で抹消し、②は月割税額金額を、③は退職所得から算出した税額を、④は②③の合計金額をそれぞれご記入の上、納入してください。

● 年度の途中で特別徴収義務者の所在地や名称が変更になった場合

訂正せず、そのままご利用いただけますが、所在地・名称変更届出書をご提出ください。（9ページ参照）

【記入例】

足立区		個人特別区民税 個人都民税（特別徴収分） 森林環境税		領収証書		506					
市区町村コード	振替口座番号	加入者名									
131211	00130-9-960506	足立区会計管理者									
指定番号		納入金額(1)									
971XXXXX1		41,700 円									
○年 ○月分		①									
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を二重線で抹消し、納入金額(2)の欄に内訳と合計額をそれぞれ記入してください。（訂正印不要）		給与分 （括弧内は徴収分を含む）	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		納入退職所得分									
		延滞金									
		合計額									
納期限		②									
○年 ○月 ○日		③									
〒 〇〇〇-〇〇〇〇		④									
(特別徴収義務者)		東京都足立区足立〇丁目〇番〇号									
株式会社 〇〇〇 様		領収日付印									
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)									

■退職や休職の届出

給与所得者（従業員等）が退職・休職等により給与の支払を受けなくなった時は、異動が発生した日の翌月10日までに、異動届出書をご提出ください。（11ページ参照）

届出により特別徴収から普通徴収に徴収方法を切り替え、ご本人宛に納税通知書および納付書を送付いたします。

給与所得者（従業員等）が、1月1日から4月30日までの間に退職等をした場合は、最後の給与や退職手当から、5月分までの未徴収税額全てを一括徴収するよう法令で定められています。その場合も、異動届出書の提出は必要です。

退職者等の異動届出書を提出せずに、該当者の特別徴収を止めてしまった場合、納入額の不足により事業者宛に督促状が送付されてしまいます。

給与所得者（従業員等）が退職後国外へ転出し、その後ご本人による納付が困難な場合は、下記の方法で残りの税額を納めていただく必要があります。

- ・退職時、事業所での一括徴収
- ・納税管理人の選任

■転勤・転職の届出

原則として、関連会社・グループ会社内等の異動で、転勤・転職元の事業者が異動届出書の内容全てを記載できる場合にのみ、転勤・転職の異動届出書をご提出ください。（13ページ参照）関連のない事業者間等の転職の場合は、旧事業者からは退職の「異動届出書」を、新事業者からは「特別徴収への切替申請書」をそれぞれご提出ください。

■特別徴収への切替申請

中途の採用などで徴収方法を普通徴収から特別徴収へ変更する場合、**納期限が未到来の税額に限り**切替が可能です。（7ページ参照）

【普通徴収納期限】（納期限が土曜・日曜・祝日等の場合は翌金融機関営業日）

第1期	第2期	第3期	第4期
6月30日	8月31日	10月31日	1月31日

特別徴収開始月は、切替申請書を提出した月の翌々月となります。

※16ページ 事業者様よりよくある質問の質問4 をご確認ください。

■事業者の名称・所在地・電話番号等の変更の届出

社名や所在地等に変更があった場合、所在地・名称変更届出書を速やかにご提出ください。（9ページ参照）

■納期の特例の申請

給与の支払いを受ける人（区外在住者を含む）が常時10人未満である場合には、毎月徴収した税額を年2回の納期で納入することができる「納期の特例」の制度があります。足立区ホームページから申請書をダウンロードしてご申請ください。

※特別区民税・都民税の著しい納入遅延、滞納がある場合には承認できない場合もあります。

支払回数	特別徴収月	納期限
第1回目	6月分～11月分	12月10日
第2回目	12月分～翌年5月分	翌年6月10日

※納期限が土曜・日曜・祝日等の場合は翌金融機関営業日

e L T A X (エルタックス) のご案内

eLTAx とは、給与支払報告書や異動届出書の提出等の地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行える地方税ポータルシステムです。

eLTAx を利用して給与支払報告書を提出する場合は、選択により税額決定（変更）通知書を書面に代えて「電子データ」で受け取ることができます。

また、すべての地方自治体に対して電子的に納税を可能とする「地方税共通納税システム」もご利用いただけますので、納入事務の負担軽減が期待されます。eLTAxによる納入手続きの際は、納付対象年月や指定番号をお間違いないようご注意ください。

eLTAx についての詳細は、下記ポータルサイトをご覧ください。ご不明な点がございましたらヘルプデスクまでお問い合わせください。

- ・ポータルサイト <https://www.eltax.lta.go.jp>
- ・ヘルプデスク 電話番号：0570-081459
上記の電話番号でつながらない場合：03-6745-0720
受付時間：9：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）
eLTAx は地方共同法人である地方税共同機構が運営しています。

同一生計配偶者の定額減税の実施

住民税の定額減税は令和6年度で実施されましたので、原則、令和7年度にはありません。ただし控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税については、令和6年度に適用されておらず、令和7年度で実施されます。令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超えており、合計所得が48万円以下の配偶者がいる場合に、令和7年度の住民税所得割額から1万円が控除されます。

特別徴収税額通知書の受取方法の変更

令和6年度税法改正によりeLTAXで給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受取方法について、特別徴収義務者用と納税義務者用それぞれを、電子通知と書面通知のいずれかを選択していただくことになりました(どちらか一方のみで両方受け取ることはできません)。

令和6年度は、誤って電子通知を希望されている事業者様が多数あることが事前に判明していたため、足立区では電子通知を希望されている事業者様においても、書面通知を電子通知と併せて提供させていただきました。今回より、電子通知を希望されている事業者様には書面通知を同封しておりません。特別徴収を実施するうえで書面通知が必要な場合は、課税課にご相談ください。

特別徴収税額通知書(納税義務者用)の電子通知の受給者番号

電子通知の特別徴収税額通知(納税義務者用)は従業員を識別するためにファイル名の一部に受給者番号が使用されています。給与支払報告書の提出時に受給者番号の記載がない場合または受給者番号に使用できない文字が含まれていた場合は、「adc」+整理番号を受給者番号としています(例:整理番号が7の場合は「adc7」)。整理番号は特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)に記載されておりますので、ご確認のうえ通知ファイルを従業員に配付してください。

退職する従業員の特別徴収月

1月1日から4月30日の間に退職をした場合および6月1日から12月31日の間に退職し本人より申し出があった場合は、最後の給与や退職手当から、5月分までの未徴収税額全てを一括徴収するよう法令で定められています。

上記の一括徴収に該当しない場合は、退職日の属する月まで特別徴収し、翌月については給与の支給があったとしても特別徴収は行わず普通徴収に切り替えることになります。

退職時の特別徴収の例

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
月割額	11,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円

給与の支給が毎月25日の場合

○10月30日に退職し一括徴収の申し出なしの場合

10月25日に10月分の特別徴収を行う。11月～5月の70,000円は普通徴収に切替。11月に給与の支給があっても原則退職日の翌月以降の特別徴収は行わない。

○10月30日に退職し一括徴収の申し出あり(10月の給与計算前に退職が決まっていた場合)

10月25日に10月分10,000円と11月～5月の70,000円の合計80,000円の特別徴収を行う。

○10月30日に退職し一括徴収の申し出あり(10月の給与計算後に退職が決まった場合)

10月25日に10月分の特別徴収を行う。11月に支給される給与または退職手当等から11月～5月の70,000円の特別徴収を行う。

○3月31日に退職(本人の申し出にかかわらず一括徴収)

3月25日に3月分10,000円と4月～5月の20,000円の合計30,000円の特別徴収を行う。

※休職の場合も退職と同様にお取り扱いください。



特別徴収への切替申請書

特別徴収義務者指定番号をお持ちの事業所の名称や所在地・書類送付先が変更となった場合には、
「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

(宛先) 足立区長 収 受 印 年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			新規
		フリガナ											新規の場合、納入書 (要 ・ 不要)			
		氏名 又は名称											担当者 連絡先	部署		
		代表者の 職・氏名												氏名		
		法人番号												電話		

給与所得者	受給者番号											切替開始期	本人了承のうえで、 普通徴収の 期分以降を 月分より特別徴収へ切替				
	フリガナ												旧 姓	※申請書を提出する月の 翌々月以降をご指定ください。			
	氏 名													* 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。 (前年度以前)のものは、納期未到来の分でも特別徴収への切替ができません。			
	生 年 月 日	大・昭・平 年 月 日										【添付書類】					
	1月1日現在の 住 所											普通徴収の納付書 二重納付防止のため、特別徴収へ切り替える対象の 納付書 (納期未到来分) を添付してください。					
	現在の住所	* 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。															

【注意事項】												備考欄	※区市町村記入欄	入力	同時出力
1 特別徴収開始月は、特別徴収への切替申請書を提出した月の <u>翌々月以降</u> となります。 (例：6月提出 → 8月特別徴収開始、7月提出 → 9月特別徴収開始) ※税額通知書は、原則、特別徴収開始月の前月下旬(22～24日頃)に発送します。 2 切替対象になった期以降の普通徴収分全額を切り替えます。 普通徴収分の一部を残して特別徴収とすることはできません。 3 65歳以上のかたについては、公的年金収入に係る税額を給与からの特別徴収にすることはできません。 4 前年中に給与収入のないかたは、原則として特別徴収できません。 5 普通徴収分の納付方法を口座振替で登録しているかたの切替の場合は、普通徴収分の納期限の20日前までにご提出ください。														No.	No.
														No.	No.
													税通・納入書・しおり 送付 BT 総 税額Id 控送付 普徴納付書 回収・未回収 (口座あり・なし) (期 ～ 期 ・ 全期 ・ 随時) ☐ 領収書コピー添付あり (裏面添付) ☐ 当初通知添付有 (会社・個人・普徴)		

【提出先】 〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所課税課

特別徴収への切替申請書 記載例

提出日時点の所在地・名称・代表者・法人番号を記入してください。
個人事業主の場合は、所在地・名称（個人名と必要に応じて屋号）を記入してください。
届出内容についてのお問い合わせをさせていただく場合がありますので、担当者・連絡先を必ず記入してください。
すでに特別徴収の指定を受けている場合で所在地・名称に変更があるときは「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を併せてご送付ください。

過去に足立区で特別徴収の実績がある場合は、指定番号を記入してください。
指定番号をお持ちでない事業者は新規を○で囲むとともに、特別徴収税額を納入する際に納入書を使用する場合は要、使用しない場合は不要を○で囲んでください。

特別徴収義務者指定番号をお持ちの事業所の名称や所在地・書類送付先が変更となった場合には、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

提出日を記入してください。

事業家で管理している番号を特別徴収税額通知書に記載を希望する場合は、その番号を記入してください。
(使用できる文字は、半角英数字・一部の記号です。)
特別徴収税額通知書(納税義務者用)を電子データでの受け取りを選択している場合は、必ずご記入ください。
書面での受け取りを選択している場合は空欄でかまいません。

特別徴収切替希望の従業員の氏名・生年月日・住所を記入してください。
該当年度1月1日時点の住所と現住所が異なる場合はそれぞれご記入ください。
カナ氏名・生年月日で個人特定を行いますので正確に記入してください。

提出日

XX年9月10日

提出

給与支払者
(特別徴収義務者)

住所(居所)
又は所在地

〒120-8510
東京都足立区中央本町1-17-1

フリガナ
アダチクヤクショ

氏名
又は名称

株式会社 足立区役所

代表者の
職・氏名

代表取締役 課税 太郎

法人番号

1234567891234

特別徴収義務者
指 定 番 号

新規

新規の場合、納入書 (要 不要)

部署

給与係

氏名

経理 太郎

電話

03-XXXX-XXXX

給与所得者

受給者番号

A11-11

フリガナ

アダチ タロウ

旧 姓

氏 名

足立区 太郎

生 年 月 日

大・昭・平

1 年 1 月 10 日

1月1日現在の住所

〒120-8510
東京都足立区中央本町X-XX-X

現在の住所

* 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。

切替開始期

本人了承のうえで、

普通徴収の

3

期分以降を

11

月分より特別徴収へ切替

* 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
(前年度以前のものは、納期未到来の分でも特別徴収への切替ができません。)

【添付書類】

普通徴収の納付書

二重納付防止のため、特別徴収へ切り替える対象の納付書(納期未到来分)を添付してください。

【注意事項】

1 特別徴収開始月は、特別徴収への切替申請書を提出した月の翌々月以降となります。
(例：6月提出 → 8月特別徴収開始、7月提出 → 9月特別徴収開始)
※税額通知書は、原則、特別徴収開始月の前月下旬(22~24日頃)に発送します。

2 切替対象になった期以降の普通徴収分全額を切り替えます。
普通徴収分の一部を残して特別徴収とすることはできません。

3 65歳以上のかたについては、公的年金収入に係る税額を給与からの特別徴収にすることはできません。

4 前年中に給与収入のないかたは、原則として特別徴収できません。

5 普通徴収分の納付方法を口座振替で登録しているかたの切替の場合は、普通徴収分の納期限の20日前までにご提出ください。

※区市町村記入欄

入力

同時出力

No.

No.

No.

No.

No.

No.

税通・納入書・しおり 送付 BT 総

税額表

控送付

普徴納付書 回収・未回収(口座あり・なし)

(期 ~ 期・全期・随時)

領収書コピー添付あり(裏面添付)

当初通知添付有(会社・個人・普徴)

切り替える普通徴収分については、**納期限が過ぎていないことと、納付がお済みでないこと**をご確認ください。

【普通徴収納期限】
第1期：6月30日
第2期：8月31日
第3期：10月31日
第4期：1月31日

※納期限が土曜、日曜、祝日等の場合は翌金融機関営業日

【注意事項】1をご確認のうえ、特別徴収開始が可能な月を記入してください。(16ページ-質問4参照)

【提出先】〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所課税課



特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(宛先) 足立区長  年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地 〒	※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指 定 番 号		
		氏名 又は名称											担当者 連絡先	部署	
		法人番号													氏名
													電話		

	変更前(旧)	※変更項目のみ記入してください。	変更後(新)	※変更項目のみ記入してください。
所 在 地 (送 付 先)	〒		〒	
フリガナ				
名 称				
フリガナ				
代 表 者				
法 人 番 号				
電 話 番 号				
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転【※Ⅰ】 2. 送付先(登記上の住所とは別に、郵送物の送付先を設定・変更する場合)【※Ⅰ】 3. 社名(名称)変更 4. 廃止 5. 法人格取得・個人事業主変更(事業引継)・個人事業主化【※Ⅱ】 6. 合併による変更【下欄を記入】 7. 分割による変更【下欄を記入】			
変更年月日	年 月 日			

◆ 法人および人格のない社団等の代表者変更のみの場合は、提出不要です。

※Ⅰ 送付先を一度登録した場合、その後本社住所等の移転の届出があっても送付先の変更はされません。送付先の変更や廃止が必要な場合は送付先の届出が必要になります。
 (設定した送付先住所に送付した書類が返戻された場合、区の調査で登録変更させていただくことがございます。)

※Ⅱ 法人格取得、個人事業主変更(事業引継)、個人事業化の場合は新たに指定番号を付番します。併せて従業員等の給与所得者異動届出書(転勤)をご提出ください。

<変更理由の 6. 合併による変更 または 7. 分割による変更 を選択された場合は下欄もご記入ください。>													
合併・分割後の 指定番号	1 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	廃止する 事業所	所 在 地	〒									
	指定番号		名 称										
	2 合併・分割先の指定番号を使用する。(※給与所得者異動届出書を併せてご提出ください。)		法人番号										
	指定番号		特別徴収義務者 指 定 番 号										
	3 指定番号を新規に取得し一本化する。(※給与所得者異動届出書を併せてご提出ください。)		区 処 理 欄										

【提出先】 〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所課税課

所在地・名称変更届出書 記載例 [○△○株式会社 と 株式会社□□ が合併し、株式会社□□ の指定番号を使用する場合]

提出日時点の所在地・名称・代表者・法人番号を記入してください。

指定番号を必ず記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

提出日を記入してください。

(宛先) 足立区長 収受印 XX年 10月 15日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は所在地 〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1	特別徴収義務者 指定番号 971XXXXX1
	氏名 又は名称 ○△○ 株式会社	担当者 連絡先	部署 給与係
	法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	氏名 経理 太郎	電話 03-XXXX-XXXX

税額通知書等をご覧いただき、現在登録されている情報を記入してください。
送付先の新規設定の場合は記入不要です。

	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
所在地 (送付先)	〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1	〒120-0012 東京都足立区綾瀬○-△-□
フリガナ	マルサンカクマル	シカクシカク
名称	○△○ 株式会社	株式会社 □□
フリガナ	マルマル タロウ	シカクシカク ジロウ
代表者	○○ 太郎	□□ 次郎
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5
電話番号	03-XXXX-XXXX	03-XXXX-XXXX
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転【※Ⅰ】 2. 送付先(登記上の住所とは別に、郵送物の送付先を設定・変更する場合)【※Ⅰ】 5. 法人格取得・個人事業主変更(事業引継)・個人事業主化【※Ⅱ】 6. 合併による変更【下欄を記入】	3. 社名(名称)変更 4. 廃止 7. 分割による変更【下欄を記入】
変更年月日	XX年 10月 31日	

変更後の情報を記入してください。
電話番号は代表電話番号を記入してください。
所在地の変更と同時に送付先(郵便の宛先)の新規設定や登録されている送付先の変更をする場合は、二枚に分けてご提出ください。

該当する番号を○で囲んでください。
6.または7.を選択した場合は下欄を必ず記入してください。

変更年月日を記入してください。
未来日も問題ありません。

- ◆ 法人および人格のない社団等の代表者変更のみの場合は、提出不要です。
- ※Ⅰ 送付先を一度登録した場合、その後本社住所等の移転の届出があっても送付先の変更はされません。送付先の変更や廃止が必要な場合は送付先の届出が必要になります。
(設定した送付先住所に送付した書類が返戻された場合、区の調査で登録変更させていただくことができます。)
- ※Ⅱ 法人格取得、個人事業主変更(事業引継)、個人事業化の場合は新たに指定番号を付番します。併せて従業員等の給与所得者異動届出書(転勤)をご提出ください。

<変更理由の 6. 合併による変更 または 7. 分割による変更 を選択された場合は下欄もご記入ください。>

合併・分割後の指定番号	1 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	廃止する事業所	所在地	〒XXX-XXXX 東京都足立区中央本町1-17-1
	2 合併・分割先の指定番号を使用する。(※給与所得者異動届出書を併せてご提出ください。)		名称	○△○ 株式会社
	3 指定番号を新規に取得し一本化する。(※給与所得者異動届出書を併せてご提出ください。)		法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
	指定番号		特別徴収義務者 指定番号	971XXXXX1
	指定番号			軽 有 ・ 無

廃止する(合併される)事業者の所在地・名称・法人番号を記入してください。

【提出先】 〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所課税課

該当する番号を○で囲んでください。
1.または2.を選択した場合は指定番号を記入してください。
2.または3.を選択した場合、届出以前の指定番号は廃止となりますので、給与所得者異動届出書の提出が必要です。
事業分割等の関係で引き続き以前の指定番号を使用する場合はその旨を余白に記入するか、別途メモを添付してください。

※個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。



事業所の名称や所在地・書類送付先が変更となった場合には、
「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、②-2の欄にも記入してください。死亡の場合で相続人が判明している場合は、④に記入してください。

1月1日から4月30日までの間に退職等をした者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが法で定められています。

転勤(転職)等による特別徴収届出書 *誤読を避けるため事業所名には必ずフリガナをつけてください。

※ 区 市 町 村 記 入 欄	/	税額	同時出力
	/	税通・納入書・しおり	No.
		送付 BT 総	No.
	☐	当初通知(個人・会社)添付有	併徴 年卜
	☐	特徴納入書添付有(~ 月)	
	☐	督 添付有	同時出力
	☐	普徴通知添付有	No.
	☐	年度給報添付有	No.
	/	控送付	併徴 年卜
	その他		

その他連絡事項

【提出先】〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所課税課

異動届出書 記載例 (退職・休職・その他の場合)

※ ①と②-1を記入し、ご提出ください。

本人希望での普通徴収への切替はできません。
異動を伴わない切替の場合には「8 その他 普A～普E」に
該当する場合のみ普通徴収への切替が可能となりますので
ご注意ください。

(ア) 特別徴収税額通知書に記載の年税額を記入してください。
(イ) 給与から差し引き済みの月・税額を記入してください。
(ウ) 未徴収の税額を記入してください。(ア)～(イ)の額と一致します。
空欄の場合は、処理ができませんので、ご連絡のうえ再提出していただくことがあります。
※ 記載いただいた内容に基づき処理を行います。税額決定後は、原則、異動届出書の内容変更は
できませんので、正確にご記入をお願いします。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、速やかに提出してください。＊複数使用の場合はコピーしてください。

事業所の名称や所在地・書類送付先が変更となった場合には、
「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

・異動事由が発生した年
度を○で囲んでください。
・提出日を記入してくだ
さい。
※ 各年度でご納入いた
だく期間は、その年の6月
から翌年5月の12か月間
です。

特別徴収税額通知書に
記載された事業者の指
定番号と該当者の整理
番号を記入してください。

届出内容についてお問
い合わせをさせていた
だく場合がありますので、
担当者・連絡先を必ず記
入してください。

異動年月日・異動の事由・
異動後の未徴収税額の
徴収方法について記入し
てください。

異動の事由が「8 その他」
に該当する場合は、(普A)
から(普E)の該当する符
号を○で囲んでください。
理由がない場合は、普通
徴収への切替ができま
せん。

(宛先) 足立区長		(特別徴収義務者) 給与支払者		住所(居所)又は所在地 〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1		特別徴収義務者 指定番号 971XXXXX1	
収受印 1.R6年度 2.R7年度 3.R8年度 R7年 10月 5日 提出 ※ 年度ごとに課税地が異なる場合は、 それぞれの自治体に提出してください。		氏名又は名称 株式会社 足立区役所		特別徴収税額通知書 記載の整理番号 1		担当者 連絡先 部署 給与係	
		代表者の 職・氏名 代表取締役 課税 太郎		記載の整理番号 1		氏名 経理 太郎	
法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		電話 03-XXXX-XXXX			
フリガナ カゼイ ジロウ		特別徴収税額 (年税額) 12,000		異動 年月日 R7・9・30		異動の事由 1 退職 2 転勤・転職 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 会社解散 7 住所誤報 8 その他 (特別徴収不可)	
氏名 課税 次郎 旧姓 ()		徴収済月 徴収済額 6 月分から 10 月分まで 9 月分まで 5 月分まで 4,000 円 8,000 円		異動後の未徴収税額の 徴収方法 1 特別徴収継続 ③に記入してください 2 一括徴収 (1月以降の退職の場合は必須 ただし、死亡・退職の場合は除く) 3 普通徴収 (本人納付) ②-1に記入してください			
生年月日 大・昭・平 Y 年 M 月 D 日		1月1日現在の 住所 足立区千住三丁目100番100号					
一括徴収しない理由 ① 異動が XX 年12月31日まで、 一括徴収の申出がないため ② 異動が 年1月1日以降で、 他の事業所で特別徴収継続の希望があるため ③ 給与支払予定額が、未徴収税額以下のため ④ 死亡による退職であるため		一括徴収とは 退職者等の未徴収税額の全部を最後の給与、退職手当等 から差し引いて、納入する方法 (納入期限：②-2 徴収予定日の翌月10日) ② 1 2 徴収予定日 一括徴収予定額 円 (ウ)の金額に一致		相続人の氏名等 氏名 続柄 住所 電話		符号 (普A) 総従業員数(給与所得のある経営者を含む)が2人以下 上記異動事由1～7、および(普B)～(普E)に該当する全ての従業員数(地区町村分を含む)を記入し、記入人数 (普B) 他の事業所で特別徴収されている (普C) 給与が少なく税額が引けない (普D) 給与の支払が不定期(例：給与の支払が毎月ではない) (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)	
転勤(転職)等による特別徴収届出書 ※ 誤読を避けるため事業所名には必ずフリガナをつけてください。		新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (新規事業所の場合は、新規を○で囲んでください)		新規 担当部署 担当者 連絡先 転勤先受給者番号		※ 区 市 町 村 記入 欄 / 税額 / 税通・納入書・しおり 送付 BT 総 □ 当初通知(個人・会社)添付有 □ 特徴納入書添付有(～月) □ 督 添付有 □ 普徴通知添付有 □ 年度給報添付有 / 控送付 その他	
新しい勤務先の 住所(居所) 又は所在地 〒		フリガナ		氏名 又は名称 代表者の職・氏名 法人番号		現 年度 No. 新 年度 No. 同時出力 No. 併 徴 年 ト 同時出力 No. 併 徴 年 ト	

【提出先】 〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所課税課

異動届出書 記載例 (一括徴収の場合)

※ ①と②-2を記入し、ご提出ください。

1月～4月の異動の場合は、一括徴収することが法律で定められています。(死亡退職の場合を除く)
6月～12月の異動の場合は、本人の希望があれば一括徴収をすることができます。(足立区から国外へ転出される方等)

なお、1月～4月の異動で一括徴収できない場合は、P.11「普通徴収への切替の場合」の記載例をご覧ください。

(ア)特別徴収税額通知書に記載の年税額を記入してください。
(イ)給与から差し引き済みの月・税額を記入してください。
(ウ)未徴収の税額を記入してください。(ア)～(イ)の額と一致します。
空欄の場合は、処理ができませんので、ご連絡のうえ再提出していただくことがあります。
※ 記載いただいた内容に基づき処理を行います。税額決定後は、原則、異動届出書の内容変更はできませんので、正確にご記入をお願いします。



給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、速やかに提出してください。＊複数使用の場合はコピーしてください。

事業所の名称や所在地・書類送付先が変更となった場合には、
「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

・異動事由が発生した年度を○で囲んでください。
・提出日を記入してください。
※ 各年度でご納入いただく期間は、その年の6月から翌年5月の12か月間です。

(宛先) 足立区長		住所(居所) 又は所在地 〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1		特別徴収義務者 指定番号 971XXXXX1	
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名 又は名称 株式会社 足立区役所		特別徴収税額通知書 記載の整理番号 1	
		代表者の 職・氏名 代表取締役 課税 太郎		部署 給与係	
		法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		担当者 連絡先 氏名 経理 太郎 電話 03-XXXX-XXXX	
1.R6年度 2.R7年度 3.R8年度 R8年 2月 5日 提出		給与所得者		異動 年月日	
フリガナ カゼイ ジロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 12,000		異動の事由 ① 退職	
氏名 課税 次郎		(イ) 徴収済み 徴収済額 6 月分		異動後の未徴収税額の 徴収方法 ② 一括徴収 (1月以降の退職の場合は必須 (ただし、死亡退職の場合を除く))	
旧姓 ()		(ウ) 未徴収月 未徴収税額 (ア) - (イ) 2 月分		1 特別徴収継続 ③に記入してください	
生年月日 大・昭・平 Y年 M月 D日		1 月分まで 8,000 円		2 一括徴収 (1月以降の退職の場合は必須 (ただし、死亡退職の場合を除く))	
1月1日現在の 住所 足立区千住三丁目100番100号		5 月分まで 4,000 円		3 普通徴収 (本人納付) ②-1に記入してください	
		R8・1・31		4 2 月分で納入 (3月10日 納期限分) ②-2に記入してください	

特別徴収税額通知書に記載された事業者の指定番号と該当者の整理番号を記入してください。

届出内容についてお問い合わせをさせていただく場合がありますので、担当者・連絡先を必ず記入してください。

1月1日以降の異動の場合は、一括徴収することが法令で定められています。一括徴収の場合は、一括徴収税額と納入する月を記入してください。また、②-2欄に徴収予定日・一括徴収予定額を記入してください。一括徴収予定額は①の(ウ)の額に一致します。

一括徴収できない場合は、②-1一括徴収しない理由欄を記入してください。

異動年月日・異動の事由・異動後の未徴収税額の徴収方法について記入してください。

給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、②-2の欄にも記入してください。
1月1日から4月30日までの間に退職等をした者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが法令で定められています。

死亡の場合で相続人が判明している場合は、④に記入してください。

一括徴収しない理由		一括徴収とは 退職者等の未徴収税額の全部を最後の給与、退職手当等から差し引いて、納入する方法 (納入期限：②-2 徴収予定日の翌月10日)		相続人の氏名等	
1 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		徴収予定日 2月25日		氏名 続柄	
2 異動が 年1月1日以降で、他の事業所で特別徴収継続の希望があるため		一括徴収予定額 4,000 円		住所	
3 給与支払予定額が、未徴収税額以下のため		(ウ)の金額に一致		電話	
4 死亡による退職であるため					

12月31日以前の異動で一括徴収の場合は、ご本人の同意が必要です。同意を得たうえで、一括徴収を行ってください。徴収予定日欄には、一括徴収予定額を差し引く給与の支給日を記入してください。

転勤(転職)等による特別徴収届出書 ＊誤読を避けるため事業所名には必ずフリガナをつけてください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (新規事業所の場合は、新規を○で囲んでください)		新規		担当部署	
新しい勤務先の住所(居所) 又は所在地		担当者		連絡先	
フリガナ		転勤先受給者番号		転勤先受給者番号	
氏名 又は名称					
代表者の職・氏名					
法人番号					

※ 区市町村記入欄		税額 税通・納入書・しおり 送付 BT 総		現年度 No.	
□ 当初通知(個人・会社)添付有		□ 特徴納入書添付有(～月)		併徴年ト	
□ 督 添付有		□ 普通通知添付有		同時出力 No.	
□ 年度給報添付有		□ 送付		併徴年ト	
□ その他				同時出力 No.	
その他連絡事項					

【提出先】 〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所課税課

異動届出書 記載例 (転勤の場合)

※ 原則として、関連会社・グループ会社内等の異動で、転勤・転職の事業者で異動届出書の①・③の内容全てを記載できる場合にのみ、転勤・転職の異動届出書をご提出ください。
関連のない事業者間等の転職の場合、旧事業者からは、「退職の異動届出書」を、新事業者からは、「特別徴収への切替申請書」をそれぞれご提出ください。

(ア) 特別徴収税額通知書に記載の年税額を記入してください。
(イ) 給与から差し引き済みの月・税額を記入してください。
(ウ) 未徴収の税額を記入してください。(ア)ー(イ)の額と一致します。
空欄の場合は、処理ができませんので、ご連絡のうえ再提出していただくことがあります。
※ 記載いただいた内容に基づき処理を行います。税額決定後は、原則、異動届出書の内容変更はできませんので、正確にご記入をお願いします。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、速やかに提出してください。※複数使用の場合はコピーしてください。

事業所の名称や所在地・書類送付先が変更となった場合には、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

・異動事由が発生した年度を○で囲んでください。
・提出日を記入してください。
※ 各年度でご納入いただく期間は、その年の6月から翌年5月の12か月間です。

(宛先) 足立区長		住所(居所) 又は所在地 〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1		特別徴収義務者 指定番号 971XXXXX1	
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名 又は名称 株式会社 足立区役所		特別徴収税額通知書 記載の整理番号 1	
代表者の職・氏名 代表取締役 課税 太郎		担当者 連絡先 部署 給与係		氏名 経理 太郎	
法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		電話 03-XXXX-XXXX			
1.R6年度 2.R7年度 3.R8年度 R8年 月 日 提出 ※ 年度ごとに課税地が異なる場合は、それぞれの自治体に提出してください。		給与所得者		異動の事由	
フリガナ カセイ ジロウ		特別徴収税額 (年税額) (ア) 12,000		1 退職 ① 特別徴収継続 ③に記入してください	
氏名 課税 次郎		徴収済み 徴収済み (イ) 6 月分		2 転勤・転職 ② 一括徴収 (1月以降の退職の場合は必須 ただし、死亡退職の場合を除く)	
旧姓 ()		未徴収月 未徴収税額 (ア)ー(イ) 1 月分		3 休職 () 月分	
生年月日 大・昭・平 Y年 M月 D日		12 月分まで 7,000 円		4 長期欠勤 () 月分	
1月1日現在の住所 足立区千住三丁目100番100号		5,000 円		5 死亡 ②ー2に記入してください	
		異動年月日 R7・12・31		6 会社解散 3 普通徴収 (本人納付) ②ー1に記入してください	
				7 住所誤報	
				8 その他 (特別徴収不可) 8 その他を選択した場合は、(普A)～(普E)のいずれかを選択し、該当の符号を○で囲んでください。	
一括徴収しない理由		相続人の氏名等		符号	
1 異動が 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため		氏名 続柄		(普A) 総従業員数(給与所得のある経営者を含む)が2人以下 上記異動事由1～7、および(普B)～(普E)に該当する全ての従業員数(地区市町村分を含む)を記入し、1～1000の範囲で記入してください。	
2 異動が 年1月1日以降で、他の事業所で特別徴収継続の希望があるため		住所		(普B) 他の事業所で特別徴収されている	
3 給与支払予定額が、未徴収税額以下のため		電話		(普C) 給与が少なく税額が引けない	
4 死亡による退職であるため				(普D) 給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月ではない)	
				(普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)	

特別徴収税額通知書に記載された事業者の指定番号と該当者の整理番号を記入してください。

届出内容についてお問い合わせをさせていただく場合がありますので、担当者・連絡先を必ず記入してください。

異動年月日を記入し、異動の事由(2 転勤・転職)、異動後の未徴収税額の徴収方法(1 特別徴収継続)を○で囲んでください。

転勤先の所在地・名称・代表者・法人番号(個人事業主の場合は記入不要)を記入してください。過去に足立区で特別徴収の実績がある場合は指定番号を記入してください。

届出内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。担当者・連絡先を必ず記入してください。

転勤(転職)等による特別徴収届出書 ※誤読を避けるため事業所名には必ずフリガナをつけてください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (新規事業所の場合は、新規を○で囲んでください)		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください	
新しい勤務先の住所(居所) 又は所在地 〒120-0012 東京都足立区青井○-△-□		納税書 要・不要	
フリガナ アダチャクバ		新しい勤務先では 1 月分	
氏名 又は名称 有限会社 足立役場		徴収し、納入します。	
代表者の職・氏名 代表取締役 課税 三郎			
法人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5		転勤先受給者番号 A111-1000	

※ 市区町村記入欄	税額 税通・納入書・おとり 送付 BT 総	現年度 No.	同時出力 No.
☐ 当初通知(個人・会社)添付有	☐ 特徴納入書添付有(～月)	☐ 併徴年ト	☐ 併徴年ト
☐ 督 添付有	☐ 普徴通知添付有	☐ 併徴年ト	☐ 併徴年ト
☐ 年度給報添付有	☐ 控送付	☐ 併徴年ト	☐ 併徴年ト
その他			

転勤先での徴収開始月を記入してください。事業者間で月割の情報を連絡し引き続き特別徴収できる場合のみ、転勤先で最後に徴収した月の翌月を記入してください。その場合は税額変更通知書を持たずに転勤先で特別徴収を実施してください。上記以外の場合は、改めて月割額を決定し税額変更通知書でお知らせしますので、届出書の提出日の翌々月以降を記入してください。

【提出先】 〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所課税課

事業者で管理している番号を特別徴収税額通知書に記載を希望する場合は、その番号を記入してください。(使用できる文字は、半角英数字・一部の記号です。) 特別徴収税額通知書(納税義務者用)を電子データでの受け取りを選択している場合は、必ずご記入ください。書面での受け取りを選択している場合は空欄でかまいません。

決定時

令和7年度 特別徴収税額の決定(変更)通知書の見方 (令和7年度 初めの通知書)

令和7年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

各納税義務者(従業員等)の各月の納付額を同月に支給する給与から差し引きしてください。

120-8510
東京都足立区中央本町一丁目
17番1号
あだちかぜい 株式会社 様

特別徴収税額		532,750		課税人数		非課税人数	
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数
6月分	4	47,650	12月分	3	44,100		
7月分	3	44,100	1月分	3	44,100		
8月分	3	44,100	2月分	3	44,100		
9月分	3	44,100	3月分	3	44,100		
10月分	3	44,100	4月分	3	44,100		
11月分	3	44,100	5月分	3	44,100		
(備考)							

5月中旬の一斉発付日に間に合わなかった場合は、初めて届く通知書でも「変更」と表記されています。

この表の各月の納付額が特別徴収義務者として、翌月10日までに納入していただく金額です。

令和7年5月14日 足立区長

指定番号は特別徴収義務者に対して一つの番号を付番しています。お問い合わせの際はこの番号をお知らせください。

指定番号	912345678	整理番号	1	市町村コード	131211	受給者番号	AK01-0002	特別徴収税額	255,100	6月分	21,900	10月分	21,200	2月分	21,200	(摘要)
住所	足立区千住三丁目100番100号					氏名	北千住 太郎	個人番号		7月分	21,200	11月分	21,200	3月分	21,200	
										8月分	21,200	12月分	21,200	4月分	21,200	
										9月分	21,200	1月分	21,200	5月分	21,200	
										変更月	月					

指定 番号	912345678	整理 番号	2	市町村 コード	131211	受給者 番 号	AK01-0003	特別徴収 税 額	1,850	6月分	1,850	10月分	0	2月分	0	(摘要)			
									7月分	0	11月分	0	3月分	0					
住 所									氏 名		個 人 番 号		8月分	0	12月分		0	4月分	0
足立区竹の塚二丁目44番44号							竹の塚 春子				9月分	0	1月分	0	5月分		0		
											変更月	月							

配当割額控除および株式等譲渡所得割額控除の充当がある場合は、充当後の金額が表記されています。例は、税額5000円・充当額3150円の場合の表記となります。

指定 番号	912345678	整理 番号	3	市町村 コード	131211	受給者 番号	AK01-0004	特別徴収 税 額		0	6月分		0	10月分		0	2月分		0	(摘要)			
										7月分		0	11月分		0	3月分		0					
住 所										氏 名		個 人 番 号		8月分		0	12月分		0		4月分		0
足立区西新井一丁目55番55号										西新井 一郎				9月分		0	1月分		0		5月分		0
														変更月		月							

指定番号	912345678	整理番号	4	市町村コード	131211	受給者番号	AK01-0005	特別徴収税額	189,800	6月分	16,000	10月分	15,800	2月分	15,800	(摘要)
住所	足立区東綾瀬二丁目33番33号					氏名	東綾瀬 夏子	個人番号		7月分	15,800	11月分	15,800	3月分	15,800	
										8月分	15,800	12月分	15,800	4月分	15,800	
										9月分	15,800	1月分	15,800	5月分	15,800	
										変更月	月					

各納税義務者(従業員等)の各月の納付額を同月に支給する給与から差し引きしてください。

指定番号	912345678	整理番号	5	市町村コード	131211	受給者番号	AK01-0006	特別徴収税額	86,000	6月分	7,900	10月分	7,100	2月分	7,100	(摘要)
住所						氏名	江北 秋子	個人番号		7月分	7,100	11月分	7,100	3月分	7,100	
										8月分	7,100	12月分	7,100	4月分	7,100	
										9月分	7,100	1月分	7,100	5月分	7,100	
										変更月	月					

住所が表示されていないことがありますが、納税義務者の事情によるもので、間違いではありません。

受給者番号は提出していただいた給与支払報告書等に記載されていた番号をそのまま印字しています。半角英数字と一部の記号以外の使用できない文字が含まれる場合は印字されないことがあります。

特別徴収義務者	氏名または名称	個人番号又は法人番号
	あだちかぜい 株式会社	

東京都・山梨県及び関東6県以外の郵便局を利用して、特別区民税・都民税特別徴収税額を納入されるかたへのお願い

足立区の公金収納取扱金融機関である東京都・山梨県及び関東6県所在の郵便局以外の郵便局で納入される場合は、その郵便局を足立区の特別徴収収納取扱郵便局に指定する必要があります。本ページをコピーしてご使用ください。

右の「公金収納取扱金融機関指定通知書」に郵便局名をご記入の上、最初に納入される際に納入書と併せて郵便局へ提出してください。2回目の納入からは提出は不要です。下の控えに指定通知書を提出した郵便局を記入のうえ保管してください。「公金収納取扱金融機関指定通知書」は足立区ホームページからダウンロードすることも可能です。（2ページ参照）

公金収納取扱金融機関指定通知書（控え）

_____郵便局

上記の郵便局を足立区の特別区民税・都民税特別徴収税額の収納取扱郵便局に指定しました。

提出日 令和 年 月 日

公金収納取扱金融機関指定通知書

_____郵便局長 様

令和 年 月 日
足立区長
(公印省略)

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて足立区の特別区民税・都民税特別徴収税額の収納取扱郵便局に指定しましたので通知します。

□ 座 番 号 00130-9-960506 (OCR)
00110-6-960033 (私製)

加入者の名称 足立区会計管理者

取りまとめ局 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター
(郵便番号330-9794)

切り取り線

事業者様よりよくある質問

質問 1 退職（または休職）した従業員の通知書が届きました。
どうすればよいですか？

給与所得者異動届出書をまだ提出していない場合

→ 従業員のかたが退職（または休職）している場合は、給与所得者異動届出書の提出をお願いいたします。異動届出書を受付後、特別徴収から普通徴収へ切り替えます。

給与所得者異動届出書をすでに足立区に提出している場合

→ 令和7年5月14日発送の税額決定通知書は、原則、令和7年4月15日までに受付した異動届出書の内容を反映させております。以後のスケジュールは次のとおりです。

4月16日から4月30日 受付分 → 5月22日発送の通知書に反映
5月1日以降 受付分 → 順次処理

給与所得者異動届出書を他の自治体に提出している場合

→ 該当の従業員のかたが令和6年度は他の自治体で課税されており、令和7年度は足立区で課税される（年度ごとに課税される自治体が違う）場合、それぞれの自治体に異動届出書の提出が必要になります。恐れ入りますが、足立区にも給与所得者異動届出書のご提出をお願いいたします。

質問 2 5月14日付の通知書が届きましたが、5月22日付の通知書も届きました。
どうしてですか？

→ 5月14日付の決定通知書を発送した後に、次のような事由があった場合、5月22日付の**変更**通知書も発送しております。

- ・「確定申告書の内容の反映」等により、従業員のかたの税額が変更になった場合
- ・特別徴収対象の従業員のかたに異動（退職・入社等）が生じた場合

5月22日付の変更通知書は、変更となった従業員のかたのみ変更内容を記載しております。記載がない従業員のかたについては、5月14日付の通知書から内容の変更はございません。

質問 3 給与所得者異動届出書（または特別徴収への切替申請書）を提出しましたが、特別徴収税額通知書が届きません。いつ頃届くのでしょうか？

→ 足立区では、原則、月に一度一斉に税額通知書を発送しております。
ご提出された届出書の処理が、毎月の締切日（毎月10日前後）までに完了した場合、その月の下旬に通知書を発送します。締切日の翌日以降に処理が完了した場合、翌月下旬に通知書を発送します。ご了承ください。

質問 4 今から特別徴収への切替申請書を提出すると、特別徴収は何月から開始することができますか？

→ 足立区では、最短で「特別徴収への切替申請書」をご提出いただいた月の翌々月以降からの特別徴収開始をお願いしております。詳しくは次の表をご確認ください。
税額通知書は、特別徴収開始月の前月下旬に発送します。税額等は、通知書にて確認をお願いします。

「特別徴収への切替申請書」提出による特別徴収開始月		
特別徴収への切替申請書提出月	特別徴収開始月	特別徴収へ切替可能な普通徴収の期割
6月	8月～	1期分～
7月	9月～	2期分～
8月	10月～	2期分～
9月	11月～	3期分～
10月	12月～	3期分～
11月	1月～	4期分～
12月	2月～	4期分～
1月	3月～	4期分～
2月	4月～	随時期分
3月	5月～	随時期分

質問 5 給与所得者異動届出書を提出しましたが、徴収済月・徴収済額に誤りがありました。届出内容を訂正したいのですが、どうしたらよいですか？

→ 既に提出していただいた異動届出書の内容に基づき、変更の決定を行っている場合、原則として徴収済月・徴収済額の変更はできません。事業者と異動対象者間において決定した内容への調整をお願いいたします。調整が困難な場合はご連絡ください。

質問 6 毎月、特別徴収した税額を納めていますが督促状が届きました。どのような理由が考えられますか？

→ 退職した従業員のかたの異動届出書の提出もれや、年度の途中で特別徴収税額に変更があったにもかかわらず変更前の税額で徴収・納入されている場合、決定している税額と納入額の差額の督促状が発送されます。異動届出書の提出もれがないか、年度途中で税額変更がないか確認をお願いいたします。

質問 7 復職または再雇用をして令和7年度の給与支払報告書を特別徴収で提出しましたが、通知に該当の従業員の名前がありません。どうしてですか？

→ 令和6年12月1日以降に、休職や退職等の異動届を提出いただいているかたは、普通徴収で決定させていただいております。復職や再雇用により特別徴収をできる場合はご連絡ください。